

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

〔隔週水曜日発行〕

第931号

本山放課後子ども教室指導者募集のお知らせ

【業務内容】

本山小学4年生から6年生の放課後の宿題・子どもの見守り。

【採用予定人員】

1名

平成29年3月31日まで

【勤務時間】

○通常 月曜日～金曜日

(午後3時～午後6時)

○夏休み期間中

(8月上旬～8月31日)

(午前9時～正午)

○休日 土日祭日、学校行事振り替え日

【勤務場所】 本山小学校体育館 研修室

【給与】 時給1,000円

【申し込み】

写真付き自筆履歴書を提出

【申し込み期限】

3月15日(火)

【面接日】

3月23日(水)午後3時～

【場所】 本山町フランチセンター 研修室

【提出及び問い合わせ先】

〒781-3601 本山町本山569-1

教育委員会

電話 76-20084

嶺北中央病院職員の募集について

■看護助手

【業務内容】 病棟での看護補助業務

(夜勤月3回程度あり)

【採用人員】 若干名

【採用日】 平成28年3月以降随時

【資格】 不問

【給料】

本山町臨時職員等に関する要綱及び嶺北中央病院の臨時職員の賃金に関する要綱による。

【提出書類】

写真付き自筆履歴書を持参又は郵送

【採用試験】

① 期日 随時(本人に通知します。)

② 試験区分 面接

③ 試験場所 嶺北中央病院多目的研修室

■調理補助員

【業務内容】 厨房での調理業務(パートも可能)

【採用人員】 若干名

【採用日】 平成28年3月以降随時

【資格】 不問

【給料等】

病院委託業者の日清医療食品㈱の職員となり、その業者の就業規則による。

■面職種とも

【申込期間】 随時

土曜・日曜、祝日を除く平日の

午前9時～午後5時まで(郵送可)

【提出及び問い合わせ先】

〒781-3601 本山町本山620

嶺北中央病院

電話 76-24500

土曜日の診療について(嶺北中央病院)

嶺北中央病院では、土曜日の午前中、内科の医師1名が診察しています。外科系は休診となります。担当医の予定は次のとおりです。

(担当医は変更となる場合がございます。)

土曜担当医				診察日	内科
3月					
26日	19日	12日	5日		
	佐野	川村	佐野		

【診察時間】

午前8時45分～午後0時15分

(受付は午前11時30分まで)

※急病の方は夜間・休日も診療しています。

【問い合わせ先】

嶺北中央病院

電話 76-24500

清掃センターからのお願い

3月7日(月)～3月21日(月)の日程で嶺北広域清掃センターの焼却炉補修工事を行います。通常通りのゴミの受け入れは行いますが、大量のゴミが出る大掃除などを計画の方は、できるだけこの期間を避けていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

嶺北広域行政事務組合 嶺北広域清掃センター

電話 76-355522

毎月第3木曜日は、行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅へ受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】

3月17日(木) 午前10時～正午

【場所】

役場1階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅/本山町本山3-1-3番地8

電話 76-26007

森林・環境保護ポスター及び

募を使った作品展示について

嶺北中学校(1・2年)の生徒による作品の展示を嶺北中央病院1階玄関ホールで行います。

この作品は、「緑の募金」の一部が活用されており、生徒達に森林や環境に興味を持ってもらい、森や山に対する理解と関心を深める取り組みの一貫として実施しています。近くにお立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。

【展示期間】

3月8日(火)～3月22日(火) 正午まで

【問い合わせ先】

まちづくりの推進課 産業振興班

電話 76-3916

軽自動車税についてお知らせ

地方税法の改正に伴い、平成28年度課税分から次の新税率となります。

車両区分		平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	1,200円	
	90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400円
ミニカー	三輪以上・50cc 以下	2,500円	3,700円
二輪軽自動車	250cc 以下	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	250cc 超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
被けん引車	ポートトレーラー等	2,400円	3,600円

【問い合わせ先】

住民生活課 税務班 軽自動車税担当

電話 76-2115

車両区分	車種	最初(新車)の新規検査を受けた時期					
		平成14年以前	平成15年1月1日 ～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日～平成28年3月31日			適用外
				(ア)	(イ)	(ウ)	
四輪乗用	自家用	12,900円	7,200円	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
	営業用	8,200円	5,500円	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
四輪貨物	自家用	6,000円	4,000円	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
	営業用	4,500円	3,000円	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
三輪		4,600円	3,100円	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円

※ (ア) 電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)

(イ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの。

(ウ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの。

森林の所有者届出が必要です

【対象となる土地】

登記上の地目に関わらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には対象の可能性あります。

【対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、届出をしなければなりません。

※ただし、国土利用計画法に基づき土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

【届出期間】

新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内

【届出の内容】

届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積ととも、「土地の用途等を記載します。」

【添付書類】

登記事項証明書(写し可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

【その他】

無届出又は虚偽の届出をした場合、10万円以下の過料が課せられる場合があります。

立木を伐採するには届出

(または許可)が必要

【一般の伐採届】

自分の山の木なら自由に伐つてもいい。こんなふうに思っている方はいらしゃいませなかっただよえあなたの山でも、森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

※ただし、倒木・枯死木などを伐採する場合は必要ありません。また、保安林に指定されている場合、「伐採届」ではなく「伐採許可申請」により、知事の許可が必要となります。

「伐採届」ではなく「伐採許可申請」により、知事の許可が必要となります。

【目的】

森林は、木材の生産だけでなく、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれる等、多面的な機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。健全で豊かな森林を保ち続けるため、適切な実施を行うよう、各市町村では、「森林整備計画」を作成しています。

「届出書」は、森林の伐採がこの「計画」にしたがって適切に行われているか確認するための手続きです。

【いつ申請するのか】

伐採を開始する日の90日～30日前までの期間

【誰が申請するのか】

森林所有者が自分で伐採するときは森林所有者が届け出ます。また、山林の立木を買い受けて伐採するときには、買い受けた人と森林所有者が連名で提出します。

【届出の内容】

場所(大字・字・番地)、面積、期間、伐採方法

伐採後の計画等

【違法伐採対策】

伐採木を原木市場に出す場合、「合法伐採証明」が必要となります。これは、市町村が「伐採届」に対して「適応通知」又は「受理決定通知」を出します。その通知書が「合法伐採証明」となります。

【その他】

無届出の伐採をした者は、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。

発電用木質バイオマスの代行証明について

再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)における発電用の木質バイオマス燃料として木材を使用するためには、平成24年に林野庁により示された「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、調達区分ごとの「分別管理」と「証明の連鎖」が必要となります。

小規模な森林所有者及び零細な個人経営の林業事業体等により伐採・出材された木質バイオマスについて、平成27年4月から、間伐材など由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であることの証明を町が代行して行っています。

これにより、業界団体認定の取得が困難な小口の出材者からの木質バイオマスを発電用チップに供することができるようになります。

証明を依頼される場合は、必要書類を添付の上、申請手続きを行ってください。なお、詳細はお問い合わせ下さい。

【申請時に添付が必要な書類】

- ・保安林の場合
保安林内伐採許可通知書(表)

(90～20日前等)

- ・森林経営計画対象森林の場合

- 森林経営計画に係る伐採届出書(表)

(施業後30日以内)

- ・その他普通林の場合

- 伐採及び伐採後の造林計画の適応通知書(表)

(90～30日前)

このページ共通

【問い合わせ先】

まちづくりの推進課 産業振興班

電話 76-3916

「本山町スクールガード委員」

の募集について

「子どもは社会の宝である」として、次代を担う子どもを地域全体で慈しみ、守ることが社会の発展の基本とされてきました。しかしながら、近年における社会環境の変化に伴い、子どもの生命が危険にさらされることも珍しくない状況になってきています。

このような状況にあつて、本山町の子どもを生命を守り、特に登下校時における安全を確保するため、スクールガード委員会を設置し、月に2回〜3回児童生徒の登校時または下校時(平常は午後4時〜午後5時位)に通学路を中心に、地域全体で子どもを見守る巡回活動を実施していきます。

趣旨をご理解いただき平成28年4月より活動に参加いただける方を募集しております。くわしくは、本山町教育委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会

電話 76-3913

毎月第3金曜日は、

高知地方裁判所民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【相談日】 3月18日(金)

午後1時〜3時30分まで

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-22233

平成28年度本山町奨学金のお知らせ

平成28年度に高等学校以上の学校へ修学し、本山町奨学金の貸与を希望される方の募集を、次のとおり行います。

【貸与対象者】

- ・保護者が引き続き本山町に3年以上、住所を有している方
- ・経済的な理由により修学が困難な方
- ・奨学金の返還が可能であると認められる方

【貸与月額】

- 高等学校 15,000円
- 大学等 25,000円

【貸与期間】

修学する学校における正規の修学期間

【提出書類】

- ① 貸与申請書、身上調査書、借用契約書、本山町奨学金返還計画書、健康診断問診票(教育委員会にのめます)
- ② 住民票謄本(世帯1通)
- ③ 所得証明書(親権者1通)
- ④ 印鑑証明書(親権者・保証人各1通(保証人は、本山町に住所を有する成年者2名))
- ⑤ 在学証明書

【申込受付期間】

4月1日(金)〜4月28日(木)

【申込・問い合わせ先】

教育委員会

電話 76-3913

献血のお知らせ

献血バスがやってきました。皆様の御協力を、よろしくお願い致します。

【実施日時】

3月23日(水) 午前10時〜午後1時
午後2時〜午後4時

【場所】

保健福祉センター

【対象者】 次の条件にかなう人

- ◎ 年齢 男性 17〜69才
女性 18〜69才
- ◎ 体重 男女とも50kg以上の人
- ◎ 前回の献血から男性12週間・女性16週間以上経っている
- ◎ ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認めらる人
- ◎ 出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をしていない人
- ◎ 今までに輸血や臓器移植を受けていない人
- ◎ 現在妊娠中、または授乳中でない人
- ◎ この6カ月間に出産、早流産していない人

【献血量】

400ミリリットル

※ 献血者等の安全確保のため、献血をお断りする場合がございます。ご了承ください。

【問い合わせ先】

保健福祉センター

電話 70-1060

